

✿ 春は引っ越しシーズンです。引っ越しに伴う手続きは、早めに済ませましょう。

転入・転出などの手続きはお早めに



住所変更の手続き 区市民課 (☎ 82-1140)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
転入するとき	市民課	転入した日から 14 日以内	転出証明書・身分証明証※
転出するとき	総合事務所 南支所	引っ越し前 ～引っ越し後 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳 カード (お持ちの方)
転居するとき	埴生支所 公園通出張所	転居した日から 14 日以内	身分証明証※・住民基本台帳 カード (お持ちの方)

※運転免許証, パスポート, 住民基本台帳カード, 健康保険証など (本人確認のため)

▶外国人登録をしている人へ 取扱窓口は市民課・総合事務所・埴生支所のみです。また, 転入・転居の際は, 外国人登録証明書をお持ちください。(転出される場合, 手続きの必要はありません)

国民健康保険の手続き 区健康増進課 国保資格給付係 (☎ 82-1179)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
転入するとき	健康増進課, 総合事務所 南支所, 埴生支所	転入した日から 14 日以内	印判ほか (詳しくはお問い合わせください。)
転出するとき	公園通出張所	すみやかに	保険証・印判

▶75歳以上の人へ 75歳 (一定の障がいのある人は65歳) 以上の方は4月から加入する保険制度が後期高齢者医療へ移行しますが, 転入・転出の際には国民健康保険と同様に手続きが必要です。

国民年金の手続き 区健康増進課 年金老人医療係 (☎ 82-1178)

	取扱窓口	届出期間	必要書類
国民年金受給者	転入するとき 健康増進課, 総合事務所	転入など	印判
国民年金加入者※	転入するとき 南支所, 埴生支所	異動日から 14 日以内	印判・年金手帳
	海外転出するとき 公園通出張所		印判・年金手帳

※転出に伴う届出は必要ありません。

水道の開始と中止 区水道局 (☎ 83-4111)

	届出期間	手続き内容
転入するとき (使用開始)	転入・転出の 3～4 日前	水道局業務課へ電話でご 連絡ください。
転出するとき (使用中止)		

▶水道局窓口では, 水道料金支払い, 閉閘栓等の受付を 7:00～22:00 まで行っています。(年中受付)

下水道の開始と中止 区下水道課普及収納係 (☎ 82-1164)

	届出期間	手続き内容
転入するとき (使用開始)	転入・転出の 2 日前まで	電話または配付してある下水道使用開 始届を下水道課へ提出してください。
転出するとき (使用中止)		下水道課へ電話でご連絡ください。

公立小・中学校の転校 区学校教育課 (☎ 82-1202)

	取扱窓口	手続き内容
転出・転居するとき	学校教育課 総合事務所	事前に担任に連絡し, 住民異動届※を 取扱窓口へ提出してください。
転入するとき		住民異動届※を取扱窓口へ提出してく ださい。

※住居変更の手続きをした際に, 市民課または総合事務所が交付します。

>>> その他の手続きなど

●軽自動車の手続き

軽自動車を所有している人は, 転入・転出時に手続きが必要です。車種により手続き場所が異なりますので, 詳しくは 14 ページをご覧ください。

※休日窓口では取り扱いができません。ご注意ください。

区税務課市民税係

(☎ 82-1125)

●介護保険の手続き

65 歳以上の人または要介護認定を受けている人は, 転入・転出時に手続きが必要です。

区高齢障害課介護保険係

(☎ 82-1172)

●児童手当・

乳幼児医療の手続き

児童手当, 乳幼児医療を受給している人は, 転入・転出時に手続きが必要です。

区児童福祉課児童家庭係

(☎ 82-1175)

●引っ越しごみなど

引っ越し時の多量ごみなどは環境衛生センターに直接持ち込んでください (1 日に 100kg 以上の持ち込みの場合, 有料)。また一人で運べない大型ごみについては, 戸別収集 (有料) も行っています。(ただし, 戸別収集については事前の予約が必要です。)

区環境衛生センター

(☎ 83-3651)

▶引っ越しに伴う手続きについて詳しくは, 市ホームページをご覧ください。(http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/)